

香芝市告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月29日

香芝市長 福岡 憲宏

1 受託者

兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル10階

株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター

代表取締役 池 恵二

2 徴収事務を委託する手数料及び使用料

- (1) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料
- (2) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票交付手数料
- (3) 狂犬病予防法施行令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札再交付手数料
- (4) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料
- (5) 香芝市営火葬場条例第6条に基づく火葬場使用料
- (6) 香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に基づく動物の死体処理手数料

3 収納事務を委託する手数料

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に基づくし尿の収集及び運搬手数料

4 委託期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで